| | |
|---|---|
| 新潟、富山、石川、福井 | 新　潟　市 |
| 岐阜、静岡、愛知、三重 | 名古屋市 |
| 滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山 | 大　阪　市 |
| 鳥取、島根、岡山、広島、山口 | 広　島　市 |
| 徳島、香川、愛媛、高知 | 高　松　市 |
| 福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄 | 福　岡　市 |

4　受検申込手続
⑴　受検申込受付期間及び時間　平成23年５月30日（月）～平成23年６月３日（金）午前10時～午後０時、午後１時～午後５時
⑵　受検申込受付場所　住所地又は勤務地の都道府県建築主務課又は同課の指定する場所
⑶　受検申込方法　受検申込みは、国土交通省令で定める受検申込書を上記⑵の場所に直接提出すること。
　ただし、離島その他の遠隔地で直接申込みができない場合等やむを得ない事情がある場合に限り、郵送を認める。この場合において、受検申込受付期間の最終日までの消印のあるものに限り有効とし、封筒の表に「平成23年建築基準適合判定資格者検定受検申込書在中」と朱書し、所要の郵便切手をはったあて先明記の返信用封筒を同封の上、書留郵便とすること。
5　東北地方太平洋沖地震による災害に対する措置　平成23年東北地方太平洋沖地震による災害の影響により、上記４による受検申込が困難な者は、原則として平成23年６月３日（金）午後５時までに、電話により住所地又は勤務地の都道府県建築主務課に申し出をし受検申込方法等に係る説明を受けること。
6　合格者の発表　平成23年12月15日（木）(予定)
7　その他
⑴　経歴審査は、受検申込書に基づいて行う。
⑵　解答に当たり適用すべき法令等については、平成23年１月１日現在において施行されているものとする。
⑶　天災等緊急時における検定情報については、国土交通省のホームページ上で公開するので、適宜確認を行うこと。

**平成23年度裁判所職員（裁判所事務官）採用Ⅲ種試験公告**

裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第47条の規定に基づき、平成23年度裁判所職員（裁判所事務官）採用Ⅲ種試験について、次のとおり告知する。
平成 23 年５月 18 日　　最高裁判所
1　試験の名称　平成23年度裁判所職員（裁判所事務官）採用Ⅲ種試験
2　対象官職　裁判所職員臨時措置法において準用する一般職の職員の給与に関する法律第６条に規定する行政職俸給表㈠（以下「行政職俸給表㈠」という。）の職務の級１級相当の裁判所事務官
3　給与　この試験に合格して採用された場合には、原則として、行政職俸給表㈠の１級５号俸の俸給が支給される。このほか、一般職の職員の給与に関する法律等の定めるところにより、諸手当が支給される。
4　受験資格
⑴　平成２年４月２日から平成６年４月１日までに生まれた者
⑵　次のいずれかに該当する者は、受験することができない。
　ア　日本の国籍を有しない者
　イ　国家公務員法第38条に該当する者
5　試験の実施　この試験は、第１次試験及び第２次試験に分けて実施する。
6　第１次試験
⑴　対象者　受験申込者全員
⑵　方法
　ア　教養試験　一般的な知識について択一式による筆記試験を行う。
　イ　適性試験　一般的な能力について択一式による筆記試験を行う。
　ウ　作文試験　文章による表現力、課題に対する理解力などについて記述式による試験を行う。
⑶　試験期日　平成23年９月11日（日）
⑷　試験地　試験地は、次のアからクに掲げる高等裁判所の管轄区域内にある裁判所に勤務を希望する者の区分に応じ、それぞれについて定める地とする。
　ア　東京高等裁判所
　　東京都、横浜市、さいたま市、千葉市、水戸市、宇都宮市、前橋市、静岡市、甲府市、長野市及び新潟市
　イ　大阪高等裁判所
　　大阪市、京都市、神戸市、奈良市、大津市及び和歌山市
　ウ　名古屋高等裁判所
　　名古屋市、津市、岐阜市、福井市、金沢市及び富山市
　エ　広島高等裁判所
　　広島市、山口市、岡山市、鳥取市及び松江市
　オ　福岡高等裁判所
　　福岡市、佐賀市、長崎市、大分市、熊本市、鹿児島市、宮崎市及び那覇市
　カ　仙台高等裁判所
　　仙台市、福島市、山形市、盛岡市、秋田市及び青森市
　キ　札幌高等裁判所
　　札幌市、函館市、旭川市及び釧路市
　ク　高松高等裁判所
　　高松市、徳島市、高知市及び松山市
⑸　第１次試験合格者発表の期日　平成23年10月６日（木）
7　第２次試験
⑴　対象者　第１次試験の合格者
⑵　方法　口述試験　人柄などについて、個別面接を行う。
⑶　試験期日　平成23年10月11日（火）から同月24日（月）までの間で、第１次試験合格通知書（第２次試験口述試験受験票）により指定する日
⑷　試験地　第１次試験の試験地に同じ。
　なお、受験者は、第１次試験を受験した試験地と同一の試験地で受験する。
8　最終合格者発表の期日　平成23年11月11日（金）
9　採用候補者名簿及び採用方法　採用候補者名簿は、高等裁判所の管轄区域ごとに作成し、最終合格者をその高点順に記載する。採用は、採用候補者名簿の中から行う。
10　受験申込手続
⑴　受験申込書の交付　受験申込書は、高等裁判所、地方裁判所及び家庭裁判所で平成23年５月27日（金）から交付する。
　なお、郵便により受験申込書を請求する場合には、封筒の表に「Ⅲ種受験案内請求」と朱書し、あて先及び郵便番号を明記して120円切手をはった返信用封筒（角形２号）を同封する。
⑵　受験申込先　第１次試験の受験を希望する試験地にある地方裁判所
⑶　受験申込方法　受験希望者は、受験申込書に所要事項を記入し、本人の写真（申込前３箇月以内に、脱帽、正面向き、上半身を撮影したもので、縦４センチメートル、横３センチメートルのもの）１枚をはって、受験申込先に簡易書留郵便で提出する。
　なお、封筒の表に「Ⅲ種受験」と朱書する。
⑷　受付期間　平成23年７月12日（火）から同月21日（木）まで
　なお、平成23年７月21日（木）までの消印のあるものに限り、受け付ける。
⑸　試験地の変更禁止　受験申込みが受理された後は、申込みをした試験地の変更は、認めない。
11　その他
⑴　受験申込手続その他受験についての問い合わせは、受験申込先に行うこと。
⑵　試験の詳細については、別に作成する受験案内（高等裁判所、地方裁判所及び家庭裁判所で平成23年５月27日（金）から交付）を参照のこと。